

事 務 連 絡
令和7年10月1日

関係機関各位

府中市福祉保健部障害者福祉課
課長 向山 昇剛

就労選択支援の運用及び就労系障害福祉サービスにおける
在宅支援の利用に係る留意事項について

平素より障害福祉サービスの適正な運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。このたび10月1日から「就労選択支援」が開始するにあたり、当該サービス及び就労系障害福祉サービスにおける「在宅支援の利用」に係る留意事項について下記のとおり整理いたしましたので、貴機関におかれましては、内容をご確認のうえ、関係職員への周知徹底及び適切な事務処理をお願いいたします。

1 就労選択支援の運用について

(1) 制度の趣旨

就労を希望される障害者の方が、就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）または一般就労を適切に選択できるよう、短期間の活動を通じて、就労に関する適性や意向、必要な配慮事項等を整理し、関係機関との連携を図る支援を行うものです。

(2) 対象者

- ① 現在、就労移行支援または就労継続支援（A型・B型）を利用されている方
- ② 上記サービスの利用を希望されている方（サービス種別や通所事業所の変更希望を含みます）

※今後、就労アセスメントは原則「就労選択支援」で実施されることとなりますが、経過措置として当面の間、次のいずれかにあたる場合は従前のとおり「就労移行支援」での実施が可能です。

- (7) 最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合

(4) 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

(3) 支給決定期間

原則として1か月間の支給決定とし、そのうちアセスメント期間は2週間以内を基本とします。

ただし、以下の事由に該当する場合には、1か月の延長、または当初から2か月間の支給決定を行うことが可能ですので、ご相談ください。なお、延長は1回限りとし、2か月間の支給決定を行った場合は延長できません。

- ① 自己理解に課題があり、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験が必要な場合
- ② 作業態度や体力、精神面の安定に課題があり、長期的な観察が必要な場合

(4) 特別支援学校在学中の児童への支給

- ① 高等部1～2年次において、卒業後の進路決定に資する目的で就労選択支援の利用が可能です。
- ② 18歳未満で支給決定を行う場合は、別途手続を経る必要がありますので、お時間をいただきます。
- ③ 職場実習のタイミングでの利用も可能であり、放課後等デイサービスとの併用による報酬算定も認められます。
- ④ 前年度に実施したアセスメントの内容に変更が生じないと判断される場合は、当該アセスメントを有効として差し支えありませんが、2年度以上前のアセスメントは無効となります。

(5) 留意事項

- ① 通所している事業所の同一法人が運営する事業所における就労選択支援の提供は原則として認められません。ただし、通所が困難な場合など、特段の事情がある場合はこの限りではありませんので、ご相談ください。
- ② 就労選択支援の報酬を算定した場合、同一日に他の日中活動サービスの報酬を算定することはできません。
- ③ 障害者就業・生活支援センター等が同様の評価・整理を実施した場合は、アセスメントの結果の作成又は関係機関との連携調

整において、当該障害者就業・生活支援センター等の機関に対し、多機関連携会議への参加等を求めることができます。

2 在宅支援の利用に係る留意事項について

(1) 対象サービス

- ① 就労継続支援（A型・B型）
- ② 就労移行支援
- ③ 就労選択支援

(2) 対象者

次のいずれにも該当する方

- ア 通所による利用が困難であり、在宅でのサービス利用がやむを得ないと認められる方
- イ 在宅利用による支援効果が十分に見込まれる方

(3) 事業所体制の要件

在宅利用を認めるためには、事業所において以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 在宅利用者向けの訓練・作業活動等のメニューが常時確保されていること
- ② 1日2回以上の連絡・助言・進捗確認等の支援を行い、日報を作成すること
- ③ 利用者の希望や活動内容に応じて、1日2回を超える支援にも柔軟に対応すること
- ④ 緊急時対応が可能な体制を整備していること
- ⑤ 疑義が生じた際の照会等に対し、訪問または連絡による支援が随時提供可能な体制であること
- ⑥ 週1回以上、訪問、利用者の通所、またはICT機器の活用による評価を実施すること
- ⑦ 月1回以上、訪問または利用者の通所により訓練目標の達成度評価等を行うこと（利用者の通所により、⑥の週次評価と同時に実施した場合は、これを⑦の通所扱いとして差し支えありません）

(5) 手続き

事業所におかれましては、別添の「就労系障害福祉サービスにお

ける在宅利用に係る理由書」を作成のうえ、提出していただく必要があります。（当該理由書により支給の検討を行いますので、提出したことをもって、在宅利用について認めるものではありません。）

提出書類及び必要に応じた聞き取りを踏まえ、対象者及び事業所体制の要件を満たしている場合に支給決定を行います。支給決定後、対象者の受給者証には対象サービスに「在宅利用」が併記されますので、ご確認ください。

（６）その他の留意事項

- ① 障害福祉サービス受給者証に「在宅利用」の記載が必要となるため、通所から在宅への変更を行う場合は「変更申請」により手続きをお願いいたします。
- ② サテライトオフィス等、在宅利用と類似する形態での支援も可能ですが、同様の要件を満たす必要があります。
- ③ （５）の手続きは対象者個人への支給を検討・決定するものですので、事業所がサービスを在宅で提供するにあたっては、従前のおり給付係へ別途届出書類を提出していただく必要があります。

【問合せ先】

〒１８３－８７０３

東京都府中市宮西町２－２４ おもや１階

サービスに関すること

府中市福祉保健部障害者福祉課サービス支援担当

電 話 ０４２－３３５－４９６２（身体・知的）

０４２－３３５－４０２２（精神・発達）

請求に関すること

府中市福祉保健部障害者福祉課給付係

電 話 ０４２－３３５－４０８７

FAX ０４２－３６８－６１２６

メール syougai01@city.fuchu.tokyo.jp